

流山市農業委員会  
平成23年第9回  
総会議事録

平成23年8月25日招集

流山市農業委員会

## 流山市農業委員会平成23年第9回総会議事録

1 期 日 平成23年8月25日(木)

2 場 所 流山市役所305会議室

3 議長名 石井 勇

4 署名委員 4番 豊島 啓行  
5番 青野 直

5 出席委員(12名)

1番 山崎 日出男	2番 中村 彰男
4番 豊島 啓行	5番 青野 直
6番 水野 敬久	7番 中村 敏則
8番 大作 榮	9番 根本 隆
10番 小林 常夫	11番 須郷 秀夫
12番 水代 啓司	13番 石井 勇

6 欠席委員(2名)

3番 酒巻 孝美 14番 高市 正義

7 書記名 副主査 岡田 敏夫

8 事務局 局長 岡田 一美  
次長 吉田 勝実  
次長補佐 山口 憲彦

9 会議目次

(1) 議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用) .....	2
(2) 議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用) .....	3
(3) 議案第41号 流山市都市計画審議会委員の推薦について .....	9
(4) 報告第20号 生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について .....	11
(5) 報告第21号 合意解約の通知について .....	11
(6) 報告第22号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について .....	12
(7) 報告第23号 専決処理の報告について .....	13

開会 午後3時02分

石井議長 それでは開会に当たり、申し上げます。

本日は、高市会長が欠席のため、流山市農業委員会会議規則第8条第2項により、本日の会議の進行につきましては、会長職務代理を務めさせていただいております、私、石井が議長を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から平成23年第9回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今のところ、出席委員は14名中12名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

なお、3番、酒巻委員、14番、高市会長から欠席する旨届出がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

石井議長 異議なしと認めます。4番、豊島委員、5番、青野委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。本日の会議の書記として、岡田副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。吉田次長。

吉田次長 お手元に配布させていただきました議案書の会議目次を御覧いただきたいと存じます。

本日、御審議いただく案件といたしましては、議案第39号の「農地法第4条の規定による許可申請について」から、議案第41号の「流山市都市計画審議会委員の推薦について」までの3議案について御審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第20号の「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」から、報告第23号の「専決処理の報告について」までの4項目について御報告をさせていただきたいと存じます。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

石井議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

石井議長 なしと認めます。

石井議長 これより議事に入ります。

それでは、議案第39号「農地法第4条の規定による許可申請について」  
(恒久転用)を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の1ページを御覧いただきたいと思います。

議案第39号

農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第4条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成23年8月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月の申請は、1件でございます。初めに申請者でございますが、申請者は流山市駒木に在住されている方でございます。

次に、申請地ですが、申請地は流山市駒木の畑、1筆、1,090㎡で、転用目的につきましては、貸駐車場用地とするものでございます。

議案案内図につきましては、1ページと2ページでございます。

今月の4条申請につきましては以上でございます。御審議のほどよろしく  
お願い申し上げます。

石井議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。須郷委員長。

須郷委員長 議案第39号「農地法第4条の規定による許可申請について」  
御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが1件であります。

本案については、現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。

最初に、転用目的については、貸駐車場を建設しようとするものであります。

申請理由については、申請地は流山市と柏市の市境に位置し、新興住宅が立ち並ぶ地域に隣接する農地であり、周辺住民から駐車場の設置要望があったことから、当該申請地に貸駐車場を整備するものでございます。

申請地は、東武野田線豊四季駅の北東約800mのところに位置し、周囲は駐車場、住宅地となっており、小集団の生産性の低い区域内にある農地であることから、農地区分については、第2種農地と判断いたしました。

次に、利用計画でございますが、申請地は砕石敷き舗装とし、トラロープにより区割りを行います。

周辺への被害防除対策としては、雨水は場内砕石のため、地中浸透処理及び近隣水路に流出させます。

また、隣接地への土砂の流出防止のため、外周は縁石及び防護柵を設け、隣接地との境界は30度の法面で処理されるということでした。

駐車場整備に要する資金は、88万4千円で、全額自己資金で対応することであり、金融機関発行の残高証明書が添付されております。

次に、他法令につきましては、該当ございません。

以上、申請者の関係者からのヒアリングや現地調査、また、これらのことをもとに、農地法第4条の許可基準となっている「立地基準」や「一般基準」、また、「転用目的別の基準」などから審査を行ったところ、本案につきましては、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

石井議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

石井議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第39号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第39号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

石井議長 次に、議案第40号「農地法第5条の規定による許可申請について」(恒久転用)を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第40号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成23年8月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月の申請は、4件でございます。初めに、1番でございます。まず、権利者でございますが、権利者は流山市東深井に住所を置き、本市内で老人ホームなどの福祉サービスを行っている社会福祉法人でございます。

次に、申請地ですが、申請地は流山市野々下1丁目の畑、4筆、252㎡で、転用目的につきましては、公衆用道路とするものでございます。

議案案内図につきましては、3ページと4ページでございます。

次に、2番でございます。権利者は1番の社会福祉法人の役員として理事を務めている方でございます。

次に、申請地ですが、申請地は流山市野々下1丁目の畑、2筆、1,346㎡でございます。転用目的につきましては、貸駐車場用地とするものでございます。

議案案内図は、3ページと5ページでございます。

次に、3ページを御覧いただきたいと思えます。

次に、3番でございます。権利者は東京都渋谷区に住所を置く医療法人財団でございます。本市内におきましても、病院や付属診療所などを設置し、各種医療事業を行っている法人でございます。

次に、申請地ですが、申請地は流山市下花輪の畑、1筆、23㎡でございます。転用目的につきましては、病院への来院者用の駐車場用地とするものでございます。

議案案内図につきましては、6ページと7ページでございます。

次に、4番でございます。権利者は流山市宮園2丁目に住所を置き、本市内で保育園の運営を行っている社会福祉法人でございます。

次に、申請地ですが、申請地は流山市名都借の畑、5筆、1,587.65㎡で、転用目的につきましては、保育施設用地とするものでございます。

議案案内図につきましては、8ページと9ページでございます。

今月の5条許可申請につきましては、以上の4件でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

石井議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。須郷委員長。

須郷委員長 議案第40号「農地法第5条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが4件であります。

本案については、いずれも現地調査と権利者及び申請関係者からのヒアリングを行っております。

最初に、1番でございますが、転用目的につきましては、保育所併設型特別養護老人ホーム建設のため、既存公衆用道路の拡幅整備をしようとするものでございます。

申請者であります。権利者は、平成19年に流山市東深井に社会福祉法人を設立し、市内で、老人ホームや保育園などを運営している社会福祉法人であります。

今回、人口急増中の流山おおたかの森駅周辺地区での待機児童解消のため

の保育所及び自宅待機高齢者の施設入居希望者のための特別養護老人ホームの開設に必要な取り付け道路整備のため、既存公衆用道路を幅員6m及び5mに拡幅整備しようとするものであります。なお、当該拡幅道路については、道路整備後は流山市へ移管し、流山市が管理を行うとのこととございます。

申請地は、JAとうかつ中央流山経済センター裏から北東へ約50mほどの距離にあり、周囲は小集団の生産性の低い区域内にある農地であることから、農地区分については、第2種農地と判断いたしました。

次に、利用計画でございますが、申請地はアスファルト舗装をし、240ミリロングU字側溝及び250ミリ排水管を敷設し、雨水の排水対策を行い、周辺農地への被害防除対策としては、道路と隣接農地の間に段差が生じるため、農地からの土砂流出防止対策としてブロックによる土留め対策を施すということでした。

道路整備に要する資金は、土地代が533万6千円、工事費が345万4千500円、合計879万500円で全額自己資金で対応するとのこととであり、金融機関発行の残高証明書が添付されております。

次に、他法令につきましては、都市計画法が該当し、現在手続き中とございます。

次に、2番でございますが、1番の保育所併設型特別養護老人ホームの従業員及び来客者用のため、56台分の駐車場を整備しようとするものでございます。

初めに、申請者であります。権利者は、1番の社会福祉法人の理事であります。このため、個人が駐車場を整備する理由をお聞きしたところ、補助金の使用目的の関係で駐車場整備に使用できないためということでした。

申請地は、1番の保育所併設型特別養護老人ホーム建設予定地の西側に隣接し、JAとうかつ中央八木支店の北東約50mのところに位置し、周囲は小集団の生産性の低い区域内にある農地であることから、農地区分については、第2種農地と判断いたしました。

次に、利用計画でございますが、浸透性アスファルト舗装とし、雨水排水対策といたしまして、駐車場内に浸透トレンチ管を施し、新設雨水管に接続を行います。

また、隣接農地への被害防除対策としては、隣接地との境に、ブロックによる土留め対策を行うということでした。

駐車場整備に要する資金は、土地代が1千348万5千円、工事費が434万7千円、合計1千778万5千円で全額金融機関からの借入金で対応するとのこととであり、金融機関発行の融資証明書が添付されております。

次に、他法令につきましては、直接的には該当がございません。

次に、3番でございますが、転用目的については、来院者用の駐車場1台分を増設するものであります。

初めに、申請者であります。権利者は、平成5年に東京都渋谷区に医療法人財団を設立し、流山市内でも、昭和57年から、病院・付属診療所・在宅介護支援センター等を開設し、医療事業等を行っている医療法人であります。

昨年の10月に、本申請地の隣接地に8台分の駐車スペースを確保したところですが、今回の申請理由については、現在利用している駐車場に隣接しており、駐車場を利用する上で方向転換を行うためにも大変便利な場所であること、また、土地所有者から土地を提供してもらえようになったため、申請があったものであります。

申請地は、東葛病院の北約70mのところに位置し、周囲は駐車場となっており、小集団の生産性の低い区域内にある農地であることから、農地区分については、第2種農地と判断いたしました。

次に、利用計画でございますが、申請地はアスファルト舗装をし、隣接する駐車場と一体的な利用を行います。

周辺への被害防除対策といたしましては、雨水排水は、自然地下浸透式とし、オーバーフロー分については隣接するU字溝へ放流するとのことでした。

駐車場整備に要する資金は、68万6千円で、全額自己資金で対応することであり、金融機関発行の残高証明書が添付されております。

次に、他法令につきましては、該当ございません。

次に、4番でございますが、転用目的については、保育所を建設するものであります。

申請理由につきましては、市立名都借保育所の建物の老朽化に伴い市では、社会福祉法人を対象に施設の建設及び運営について公募を行ったところであり、そこで、保育所の運営経験を生かし、応募を行ったところ、その後の選定会で実施事業者としての選定結果をいただいたことから申請がなされたところであり、あります。

申請地は現在の保育所の隣接地であり、保育所の機能を止められないため、新しい保育所の竣工後に引っ越しをし、既存保育所を解体するということです。

申請地は、東小学校の北東約100mのところに位置し、周囲は市の福祉施設や住宅地に隣接しており、小集団の生産性の低い区域内にある農地であることから、農地区分については、第2種農地と判断いたしました。

次に、利用計画であります。申請地は約1.5mの高低差があるため、盛り土工事を行い、木造平屋建て1棟、818.64㎡の保育所を建設しよ



うとするものでございます。

次に、周辺への被害防除対策としては、雨水についてはすべて敷地内に設置する雨水貯留槽に一旦貯留し、その後既設排水管に排水し、また、汚水については、新設される下水道管に放流するというので、隣接地及び近隣の耕作している農地への被害はないということでした。

次に、保育所の整備に要する資金は、土地の賃貸借料が年間400万円、建設費が1億8千312万円、その他3千288万円で、計2億2千万円で、その内訳としては自己資金が1億2千万円、借入金が1億円で対応することであり、自己資金については金融機関発行の残高証明書が、借入金については独立行政法人福祉医療機構への貸付資金申込書のコピーが添付されております。

次に、他法令につきましては、都市計画法が該当し、現在、手続き中でございます。

以上、関係者からのヒアリングや現地調査、また、これらのことをもとに、農地法第5条の許可基準となっている、「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、申請面積は妥当かなどの「転用目的別の基準」などから審査を行ったところ、本案につきましては、いずれも全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

石井議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

5番（青野委員）3ページのですね、4番の保育施設の関係なんですけど、これは法人は宮園でやっているあの保育所の系列ですか。

吉田次長 おっしゃるとおりでございます、同じ系列でございます。

5番（青野委員）資金計画ですけれども、保育所を建設する場合にはですね、国、県、市、かなりの補助金が出るというようにお聞きをしているんですけども、今の委員長の報告ですと借入金と自己資金、その借入金は別としても、そうすると自己資金の中に国、県の補助金も入っているということですか。

山口次長補佐 私から御説明させていただきます。現在ですね、ここに上がっている事業費につきましては、工事については設計額をベースにして積算してございます。実際にはこの設計額を基にして、これから事業者である社会福祉法人が入札を行います。そして入札を行った確定後の金額が契約金額です。補助金については、現在の名都借保育所の公有地を無償貸与することから安心子ども基金による助成制度がなく、全額社会福祉法人の負担となり

ます。よって、自己資金プラス借入金でこの設計額を賄うことができるかどうかということで審査をさせていただいておりますので、このような状況になっております。以上です。

5番（青野委員）そうすると、農業委員会での決定事項というのは、あくまでも、農地への影響というかね、そういうところが妥当であるかどうかということに基づいて判断をすればいいのですか。私なんか確認をして行く時点では、かなり保育所の場合はね、補助金が見込まれるんで、自己資金はそんなに投入しなくても賄えるというように認識をしていたんですが。

岡田局長 御指摘のとおりでございます。今、山口の方から申し上げました設計額によってこれから入札をしてまいります。審査の基準というと、周辺農地への影響、申請目的の実現性、確実性という部分に着眼していただくことによって成立して行くのかなというふうに思っております。

5番（青野委員）分かりました。

石井議長 ほかに御質問ございますか。

12番（水代委員）今の4番の案件についてですが、義務者と権利者の方との賃貸借に関してですね、これはこの賃貸借契約の中で、例えば短期借とかですね、契約年数の方の縛りがあると思うんですが、建物自体はこれは権利者の方で建てるんですよ、それで契約年数に関してはどのようにしているのか。

山口次長補佐 土地の契約年数につきましては、小委員会のヒアリングの中ではですね、取りあえず20年という形で契約させていただくということをお聞きしております。また、実際にはそれ以降、延長されるものと思われませんが、契約の中では20年です。

石井議長 ほかにありませんか。

（なしの声あり）

石井議長 質疑なしと認めます。

それでは、これより採決を行います。

議案第40号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第40号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

石井議長 次に、議案第41号「流山市都市計画審議会委員の推薦について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長  
吉田次長 議案書の4ページをお開きいただきたいと思います。  
議案第41号

流山市都市計画審議会委員の推薦について  
流山市都市計画審議会委員を次のとおり推薦する。  
平成23年8月25日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

本案につきましては、流山市都市計画審議会委員の任期が平成23年9月24日をもって任期が満了することから、新たな審議会委員を任命するため、流山市長から推薦の依頼があったものでございます。

都市計画審議会につきましては、都市計画法に基づきまして、まちづくりに関する調査や審議等を行うために設置される機関でございまして、都市計画道路や公園、また、下水道などの都市に欠かせない施設の計画決定や変更及び土地利用の制限などを、都市計画法に定めている内容について審議を行っております。

次に、この審議会の委員の構成でございますが、学識経験者や市議会議員、また、公募による市民の方で構成されております。

また、委員の任期は2年となっております、本市農業委員会からは現在、石井職務代理者に就任をいただいているところでございます。

最後になりましたが、この審議会の開催につきましては、年3回程度の開催を予定しているとのことでした。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

石井議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案については、事務局から説明があったとおり、農業委員会から流山市都市計画審議会委員として1名を推薦しようとするものでございます。

これより、本案に対する候補者の選出方法について意見を求めます。  
10番(小林委員)議長一任。

石井議長 議長一という声がございましたが、ほかにございませんか。

(なしの声あり)

石井議長 ほかにないようですので、それではただいま議長一任との御意見がございましたので、過去に農業委員会から「流山市都市計画審議会」などの委員の推薦をした際には、どのようにして選出を行ったか、この点について、事務局から説明をお願いします。

吉田次長 委員の推薦につきましては、今回と同じ内容の議案といたしましては、昨年の6月の総会におきまして、「流山市まちづくり条例に係る検討委員会」委員の推薦についてがございました。前回の「都市計画審議会」委

員の推薦、また、昨年の6月の総会におきましての推薦についての経緯を見ても、いずれの場合も候補者の選出につきましては、「議長に一任する」との御意見によりまして、議長から指名をいただき決定しております。

また、指名に当たりましては、会長、並びに流山市議会議員の方は除かせていただきまして、農業委員としての就任回数の多い方から順に推薦候補者としてお諮りしております。

これによりまして、昨年の6月には「流山市まちづくり条例に係る検討委員会」委員には、水代委員が選出されたところでございます。

今回も、これを踏まえまして選出することにした場合には、現在2期目を迎えております「水野委員」さん、「中村敏則委員」さん、「大作委員」さん、「根本委員」さん、「小林委員」さん、そして「須郷委員」さんが候補になれるかと思っております。

私からは以上でございます。

石井議長 ただいま、事務局から委員の選出方法等についての説明がございましたが、本案につきましても、この選出方法に基づくと、今名前の挙がった6名の農業委員の方が候補者となります。この候補者の中から、議長が推薦者を選出することにしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

石井議長 異議なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

議案第41号について、中村敏則委員を推薦することにしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

石井議長 異議なしと認めます。

よって、議案第41号については、中村敏則委員を推薦することに決定いたしました。

ありがとうございました。

中村敏則委員よろしく申し上げます。年2,3回ということでありますので、よろしく願いいたします。

7番(中村委員)はい。

石井議長 次に、報告第20号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告を求めます。吉田次長

吉田次長 議案書の5ページを御覧いただきたいと思っております。

報告第20号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について

生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったので報告する。

平成23年8月25日報告

流山市農業委員長 高市 正義

斡旋依頼がありました土地は、流山市東深井の畑、1筆、902㎡でございまして、買取り希望価格は記載のとおりでございます。

なお、この土地につきましては、今年の6月24日に開催されました農業委員会総会の議案第27号で御審議をいただきまして、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明で御承認をいただきました方の農地でございます。今後、本年の9月30日までに買取りの申出がなかった場合には、生産緑地の行為制限が解除されることになるものでございます。

議案案内図につきましては、10ページでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

石井議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。何かございませんか。

(なしの声あり)

石井議長 それでは特にないようですので、次に進みます。

石井議長 次に、報告第21号「合意解約の通知について」報告を求めます。  
吉田次長。

吉田次長 議案書6ページをお開きいただきたいと思えます。

報告第21号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

平成23年8月25日報告

流山市農業委員長 高市 正義

今月は、2件の通知がございました。初めに、1番でございます。合意解約の通知がありました土地は、流山市南の畑、2筆で836㎡でございます。本件の農地につきましては、農用地利用集積事業を活用いたしまして耕作を行っておりましたが、借受人による耕作の継続が困難となったことから貸付人とも話し合いが行われ、その結果この農地の解約についての合意が整ったため、今回の通知があったものでございます。受付年月日につきましては、平成23年8月4日でございます。議案案内図につきましては、11ページでございます。

次に、2番でございます。合意解約の通知がありました土地は、流山市前

ヶ崎の田、1筆で1,999㎡でございます。本件の農地につきましても、1番と同様でございます。農用地利用集積によりまして耕作を行ってまいりましたが、耕作の継続が困難となったことから話し合いが行われ、解約の合意が整い、今回の通知があったものでございます。受付年月日につきましては、平成23年8月8日でございます。議案案内図につきましては、12ページでございます。

合意解約につきましては、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

石井議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。

1番の賃借人は私の友人で、賃貸人は私の親戚でございます。賃借人によると通信販売の関係上、いわゆる放射能が問題となって、継続できないということでした。我々農家にとりましても放射能問題は、市と相談しながら何とか解決をし、心配のないようにしないと、これからもこういう事例が出てくると思います。これは農家いじめと同じだと思います。この問題については、農業委員会も本腰を入れて対策を講じていかないと、今後荒廃農地がますます増えてくるのではないかと思います。頑張って何とかしましょうよ。

それではほかにありませんね。

(なしの声あり)

石井議長 特にないようですので、次に進みます。

石井議長 次に、報告第22号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について」報告を求めます。吉田次長

吉田次長 議案書の7ページを御覧いただきたいと思います。

報告第22号

認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について

農地法施行規則第53条第14号の規定により、次のとおり事業計画書の提出があったので報告する。

平成23年8月25日報告

流山市農業委員長 高市 正義

本件につきましては、農地法施行規則の中にございます農地転用のための権利移動の制限の例外に該当するものでございます。このため農地の転用許可は不要となりますが、これに代えまして事業計画書の提出があったものでございます。初めに事業者でございますが、東京都港区に住所を置く認定電気通信事業者でございます。土地につきましては、流山市中野久木の畑、1筆、面積は466㎡のうち1,96㎡でございます。次に、転用目的でござ

いますが、携帯電話用無線基地局を設置するもので、高さ14.9mアンテナ柱を設置するものでございます。計画書の受け付けは平成23年7月27日でございます。議案案内図につきましては、13ページでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

石井議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。何かありませんか。

(なしの声あり)

石井議長 特にないようですので、次に進みます。

石井議長 次に、報告第23号「専決処理の報告について」報告を求めます。

吉田次長

吉田次長 議案書の8ページをお開きいただきたいと思います。

報告第23号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成23年8月25日報告

流山市農業委員長 高市 正義

最初に、1番、農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。

本件につきましては、農地法の許可が不要となっております相続などで農地を取得した場合について、農業委員会への届出制度が新たに設けられたため、届出があったものでございます。今月は1件でございます。

初めに、届出者でございますが、届出者は流山市東深井にお住まいの方でございます。次に、届出の内容ですが、東深井にある農地、畑1筆、1,000㎡を相続により取得したもので、この権利を取得した日は平成23年2月3日ございました。

続きまして、議案書の9ページを御覧いただきたいと思います。

2番でございます。農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。こちらは市街化区域内にある農地の農地転用届出でございます。そしてこちらは、先月7月の届出で、7件の届出がございました。

いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含めまして完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、転用目的別の内訳といたしましては、住宅用地が6件、公衆用道路が1件ございました。

以上、7件、9筆、5,704.96㎡、地目別の内訳につきましては、

田が1筆、1,021㎡、畑が8筆、4,683.96㎡でございました。

次に、議案書の10ページをお開きいただきたいと思います。3番でございます。農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございますが、こちら先月の7月分でございます。全部で11件の届出がございました。

内容につきましてはいずれも記載のとおりでございます。添付書類も含めまして完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別の内訳といたしましては、売買が9件、賃貸借が1件、使用貸借が1件でございました。

また、転用目的別といたしましては、住宅用地が5件、宅地拡張が1件、店舗が1件、公衆用道路が1件、駐車場が3件でございました。

以上、11件、15筆、6,578.01㎡、地目別の内訳につきましては、田が6筆、2,369㎡、畑が9筆、4,209.01㎡でございました。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

石井議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

石井議長 特にないようですので、次に進みます。

石井議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成23年第9回流山市農業委員会総会を終了いたします。

長時間の慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後3時54分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成23年8月25日

流山市農業委員会職務代理者 石井 勇

流山市農業委員会委員 豊島 啓行

流山市農業委員会委員 青野 直